

令和6年

第1回市議会定例会 議案第40号

はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正について
はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例
はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童発達支援センター事業 40人

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条各号列記以外の部分中「前条第1項第11号」を「前条第1項第10号」に改め、同条第1号中「医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業」を「児童発達支援センター事業」に、「児童福祉法

第21条の6に規定する」を「同法第21条の6の規定による」に改め、同条第3号中「に規定する措置」を「の規定による措置」に改め、同条第6号中「前条第1項第10号」を「前条第1項第9号」に、「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同条第7号中「前条第1項第12号」を「前条第1項第11号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項第11号」を「第4条第1項第10号」に、「に規定する措置」を「の規定による措置」に、「第9号」を「第8号」に、「第12号」を「第11号」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第12号」を「第4条第1項第11号」に改め、同条第2項第1号中「医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同号ア中「、医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援）」を「（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援）」に、「（医療）」を「（治療（同項に規定する治療をいう。以下この号において同じ。））」に、「、医療型児童発達支援または」を「または」に改め、同号イ中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同項第6号中「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第9号」に改める。

別表備考第4項第1号中「および第3項」を「、第3項および第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第4条第1項第1号または第2号に掲げる事業を利用した者の当該利用に係る費用については、なお従前の例による。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い児童発達支援センター事業に関する規定の整備等をし、および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため